

甲賀市商工業小規模事業者事業維持・活性化支援金 Q & A

目次

【申請について】

Q 1. 申請スケジュールについて.....	4
Q 2. 申請手続きについて	4
Q 3. 給付スケジュールについて.....	4
Q 4. 提出期限内に申請書類を提出したが、訂正しなければならない。訂正は11月30日以降になってもよいか。	4
Q 5. 予算額を超えた時点で申請受付は打ち切るのか。先着順か。	4

【対象者】

Q 6. 給付金の対象となる小規模事業者の要件は。	5
Q 7. 給付金の対象となる個人事業主の要件	5
Q 8. 常時使用する従業員の定義は	5
Q 9. コロナ禍における原油高・物価高騰に対する事業者支援を目的とする他の市支援金と重複して本支援金を受給することはできるのか。	6
Q 10. 申請日までに市外に移転・転出した場合は。	7
Q 11. 募集開始日（令和4年7月22日）以降に、市内に移転・転入した場合は。	7
Q 12. 募集開始日（令和4年7月22日）以降に、市内に新規開業をした場合は。	7
Q 13. 個人事業主で、甲賀市に住民登録があり、自宅兼事務所が市内にあるが、店舗は甲賀市外にある。申請はできるか.....	7
Q 14. いつ時点の従業員数か。	7

Q 1 5. 自らの業種をどのように判定したらいいか。また、業種の異なる複数の事業を持つ場合は、どのように取り扱われるか。	7
Q 1 6. 他市に住民登録がある個人事業主であるが、甲賀市内に店舗がある。申請はできるか	8
Q 1 7. 法人にあって、他市に本店事業所を有するが、甲賀市商工会の会員である。申請はできるか。	8
Q 1 8. サラリーマンであるが、休日に事業を行っている。申請はできるか。	8
Q 1 9. 自宅でネット販売（無店舗での販売）をしている。申請できるか。	8
Q 2 0. 個人で農業、林業をしているが、対象となるか。	8
Q 2 1. 営農組合で農事組合法人であるが、商工業者として対象となるか。	8
Q 2 2. 個人事業と法人事業を別々に経営しているが、個人と法人の両方で受給が可能か。	8

【添付資料】

Q 2 3. 通帳の見開きのコピーを添付する必要があるが、ネット銀行など通帳がない場合はどうしたらいいか。	9
Q 2 4. 確定申告書の写しに税務署の收受印は必要か。	9
Q 2 5. e-tax で確定申告した場合に必要なものは。	9
Q 2 6. 郵送で送付したので税務署の收受印がない場合は.....	9

【その他】

- Q 2 7. 市税を滞納しているが、申請できるか。10
- Q 2 8. 甲賀市の店舗又は事業所の所在が確認できる資料とは何か。10
- Q 2 9. 確定申告書の控えを紛失した場合はどうすればいいか。10
- Q 3 0. 商工会の会員であるが、市役所へ申請書を提出してよいか。10
- Q 3 1. 募集期間中に商工会の会員となった。市役所か商工会どちらに申請書を提出してよいか。10
- Q 3 2. 独立し個人事務所を4月1日より開業したが、個人事務所の税務申告がまだである場合の提出書類はどうなるか。10

【申請について】

Q 1. 申請スケジュールについて

- 令和4年7月22日（金）より、市のホームページに申請書、案内を掲載しています。申請書については、市のホームページよりダウンロードしてください。ダウンロードすることが困難な場合は、下記の窓口で配布しております。

甲賀市商工会の会員の方

甲賀市商工会 本所、土山、甲賀、甲南、信楽支所

非会員の方

甲賀市役所 商工労政課

甲賀市役所 各地域市民センター（土山・甲賀大原・甲南第一・信楽）

※各地域市民センターにつきましては、書類のお預かりはできますが、具体的な相談等はありません。非会員の方で具体的な相談がある方は、甲賀市役所商工労政課までお願いします。

- 申請期間は令和4年7月22日（金）～令和4年11月30日（水）までです。

Q 2. 申請手続きについて

- 申請書の提出は「郵送」で提出してください。

Q 3. 給付スケジュールについて

- 申請受付後、速やかに審査を行い、適正と認められたときは、審査終了後、支払（振込）通知書を発送するとともに、30日以内に申請書に記入いただいた指定口座に振り込みします。

Q 4. 提出期限内に申請書類を提出したが、訂正しなければならない。訂正は11月30日以降になってもよいか。

- 訂正をした書類も、提出期限までに提出していただく必要があります。申請書類の作成・提出は期限に余裕をもって提出してください。

Q 5. 予算額を超えた時点で申請受付は打ち切るのか。先着順か。

- 申請期限までに提出された申請書は、すべて受け付けます。

【対象者】

Q 6. 給付金の対象となる小規模企業者の要件は。

- 小規模企業者については、次の①②③④のすべてに該当する必要があります。
 - ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者（市内において事業を行う農業法人、NPO法人、医療法人、福祉法人等の法人格を有する者であって、同項に規定する小規模企業者に準ずる者として市長を認めるものを含む。）であること。
 - ◆製造業、建設業、運輸業の場合・・・20人以下
 - ◆卸売業、サービス業、小売業の場合・・・5人以下
 - ◆その他の業種の場合・・・20人以下
 - ② 市内に本社または本店事業所を有し、今後も甲賀市内において営業または事業を継続する意思があること。
 - ③ 副業（兼業）ではなく、反復継続的に営利目的で営み、自らの生計を立てるための主たる職業として商工業を営んでいること。
 - ④ 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税をいう。）の滞納がないこと。

Q 7. 給付金の対象となる個人事業主の要件

- 個人事業主については、次の①②③④⑤のすべてに該当する必要があります。
 - ① 本市に住民登録があり、今後も甲賀市内において営業または事業を継続する意思があること。
 - ② 税務署に開業届を提出していること
 - ③ 副業（兼業）ではなく、反復継続的に営利目的で営み、自らの生計を立てるための主たる職業として商工業を営んでいること。
 - ④ 従業員の要件はQ6の①と同様であること。
 - ⑤ 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税をいう。）の滞納がないこと。

Q 8. 常時使用する従業員の定義は

- 常時使用する従業員数とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」のことをいいます。本支援金については、下記の者は常時使用する従業員からは除外されます。
 - ① 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）
 - ② 個人事業主本人（専従者、家族従業員は「常時使用する従業員」に含む。）
 - ③ 日々雇い入れられる者
 - ④ 2か月以内の期間を定めて使用される者
 - ⑤ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者
 - ⑥ 試しの使用期間中のものただし、③については1か月を超えて引き続き使用されている場合、④・⑤については所定の期間を超えて使用されている場合、⑥については14日を超えて引き続き使用されている場合は、解雇予告が必要となります。

Q9. コロナ禍における原油高・物価高騰に対する事業者支援を目的とする他の市支援金と重複して本支援金を受給することはできるのか。

● 重複受給はできません。具体的には以下の補助金が該当します。

支援事業名称	対象者	概要	担当課
甲賀市福祉施設等事業継続支援金(原油価格・物価高騰対応)	市内の障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、医療機関(有床のもの)	①入所・居住系福祉サービス ・定員1人当たり2万円を支援 ②通所・訪問系福祉サービス ・送迎訪問車両1台あたり2万円を支援 ③有床の医療機関 ・1床あたり2万円を支援	障がい福祉課(69-2161) 長寿福祉課(69-2164) 医療政策室(69-2171)
甲賀市原油価格高騰緊急経済対策補助金(原油価格・物価高騰対応)	市内に本社または営業所を有する地域公共交通事業者及び市内で道路運送法第4条に基づき運行するバス運行事業者	高騰前の燃料費を基準とし、補助対象期間に購入した燃料費の高騰影響額の一部を補助する。 ※ガソリン、軽油又はLPガスに係る経費に限る。	公共交通推進課(69-2215)

● 下記に該当する事業者は上記補助金に該当しますので、本支援金は受給できません。

- ・ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院
- ・ 医療法第1条の5第2項に規定され、かつ有床の診療所
- ・ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条に規定するサービスを行う事業者
- ・ 介護保険法第8条の2に規定するサービスを行う事業者
- ・ 介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う事業者
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。次号及び第3号において「障害者総合支援法」という。)第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等
- ・ 障害者総合支援法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者
- ・ 障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- ・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者
- ・ 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者
- ・ 「滋賀型地域活動支援センター設置事業実施要綱」に基づく滋賀型地域活動支援センターの運営を行っている事業者

※ その他、給付の対象外となる事業者・業種等もございますので、詳しくは募集要領P2の2申請要件を確認してください。

Q10. 申請日までに市外に移転・転出した場合は。

- 申請日時点ですでに市外に移転・転居した場合は、対象外になります。

Q11. 募集開始日（令和4年7月22日）以降に、市内に移転・転入した場合は。

- 募集期間内に市内に移転・転入した場合は、申請できます。

Q12. 募集開始日（令和4年7月22日）以降に、市内に新規開業をした場合は。

- 募集開始日以降に市内に新規開業した場合は、申請できます。

Q13. 個人事業主で、甲賀市に住民登録があり、自宅兼事務所が市内にあるが、店舗は甲賀市外にある。申請はできるか

- 甲賀市内に店舗又は事務所があれば、申請できます。

Q14. いつ時点の従業員数か。

- 申請日時点の従業員数です。なお、常時使用する従業員には会社役員、個人事業主本人等は含めません。詳しくは、募集要領P5の第3小規模企業者の要件をご確認ください。

Q15. 自らの業種をどのように判定したらいいか。また、業種の異なる複数の事業を持つ場合は、どのように扱われるか。

- 以下、「第13回改訂（平成26年4月1日施行）」からどの業種に該当するのかご確認ください。また、業種の異なる複数の事業を持つ場合は、「主たる事業」に該当する業種で判断してください。※出典：中小企業庁 HP [【http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf】](http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf)

第13回改定（平成26年4月1日施行）

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）
小売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス業） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）
製造業その他	上記以外の全て

Q16. 他市に住民登録がある個人事業主であるが、甲賀市内に店舗がある。申請はできるか

- 個人事業主においては、甲賀市内に住民登録を有することを要件としておりますので、申請はできません。

Q17. 法人にあって、他市に本店事業所を有するが、甲賀市商工会の会員である。申請はできるか。

- 法人においては、市内に本店登記を有すること、また個人事業主においては市内に住民登録を有することを要件としておりますので、申請できません。なお、甲賀市商工会の会員をもって、本支援金の該当にはならず、支援対象者の要件を満たす必要がありますので、ご注意ください。

Q18. サラリーマンであるが、休日に事業を行っている。申請はできるか。

- 申請できません。副業（兼業）ではなく、反復継続的に営利目的で営み、自らの生計を立てる主たる職業として商工業を営んでいる方を対象としています。

Q19. 自宅でネット販売（無店舗での販売）をしている。申請できるか。

- 甲賀市に住民登録されており、開業届を出し、税務申告をされていれば申請できます。

Q20. 個人で農業、林業をしているが、対象となるか。

- 本支援金は、製造、販売、サービスの提供といった経済活動を行う商工業者を支援対象者としているため、農業・林業のみを行う事業者は対象外になります。ただし、加工品の製造や小売販売といった事業を行っている場合は、申請できます。事業の確認資料として、個人事業主の場合は「開業届」、法人の場合は「定款」の提出をお願いします。確認資料において、事業の確認ができた場合に限り、支援金の対象とします。

Q21. 営農組合で農事組合法人であるが、商工業者として対象となるか。

- 商工業者とは、製造、販売、サービスの提供といった経済活動を行う事業者をいいます。農事組合法人であれば、農産物の生産だけでなく、加工品の製造や小売販売といった事業を行っている場合で、常時従業員の規模が小規模企業者の要件に準じる場合は対象となります。事業の確認資料として、個人事業主の場合は「開業届」、法人の場合は「定款」の提出をお願いします。

Q22. 個人事業と法人事業を別々に経営しているが、個人と法人の両方で受給が可能か。

- 個人事業主と法人とが双方が明確に独立した別の事業者であり、それぞれが要件を満たせば、個人と法人とに給付されます。

【添付資料】

Q 2 3. 通帳の見開きのコピーを添付する必要があるが、ネット銀行など通帳がない場合はどうしたらいいか。

- ネット銀行の場合は、銀行や支店名、振込口座がわかるもの（キャッシュカード等）で代用いただいても結構です。当座預金の場合は、金融機関から郵送されている当座勘定照合表などを提出してください。

Q 2 4. 確定申告書の写しに税務署の收受印は必要か。

- 收受印は必要です。收受印のある確定申告書の控えの写しを提出してください。

Q 2 5. e-tax で確定申告した場合に必要なものは。

- e-tax の場合は確定申告書の控えと受信通知を併せて提出してください。

Q 2 6. 郵送で送付したので税務署の收受印がない場合は

- 確定申告書の控えと納税証明書その2（事業所得金額の記載のあるもの）を併せて提出してください。

【その他】

Q 27. 市税を滞納しているが、申請できるか。

- 市税に滞納がある場合は、税負担の公平性の観点から、支援金を申請することはできません。ただし、分納誓約書で分納を行っている場合は対象になります。分納を履行していることが分かる書類を添付してください。

Q 28. 甲賀市の店舗又は事業所の所在が確認できる資料とは何か。

- 個人事業主は直近の確定申告書の写し（確定申告書第一表）、法人は現在事項全部証明書の写しまたは定款を提出してください。

なお、甲賀市商工会の会員の方につきましては、甲賀市商工会が発行する「甲賀市小規模事業者事業維持・活性化支援金に係る所在証明書【様式1】」にて代替可能です。

Q 29. 確定申告書の控えを紛失した場合はどうすればいいか。

- 所管税務署で再発行したものを提出していただくか、所管税務署の申告書等閲覧サービスの画面をスマートフォンやデジタルカメラ等で撮影したものを印刷し提出してください。確定申告書の写しの取得方法については、所管税務署にお問い合わせください。一般的には、所管税務署で確定申告書の写しを取得するには、2～3週間程度の日数を要する場合がありますが、閲覧であれば、当日可能であるとのことです。

Q 30. 商工会の会員であるが、市役所へ申請書を提出してよいか。

- 商工会の会員は、必ず商工会あてに提出してください。添付書類の省略化および迅速な処理を行う目的で、支援金の交付に関する事務を甲賀市から商工会へ委託しておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

非会員の方は、市役所の商工労政課あてに提出してください。

Q 31. 募集期間中に商工会の会員となった。市役所か商工会どちらに申請書を提出してよいか。

- 会員となる前に、既に市役所に提出されている場合は、市役所から振込を行います。会員となった後、提出がまだの場合は、商工会へ提出してください。申請を二重に行い、二重に支給を受けた場合は、交付決定及び額の確定については取り消します。また、支援金の返還を請求します。

Q 32. 独立し個人事務所を4月1日より開業したが、個人事務所の税務申告がまだである場合の提出書類はどうか。

- 「直近の確定申告書の写し」が提出することができませんので、そのような場合は、次の住所が確認できる書類を提出してください。

- ・ 法人：印鑑証明書の写し
- ・ 個人事業主：開業届